

輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について

輸入注意事項10第49号 (10.5.15)

- 改正①輸入注意事項12第17号 (12.3.31) ②輸入注意事項12第113号 (12.12.26)
③輸入注意事項14第46号 (14.11.5) ④輸入注意事項15第 8号 (15.2.3)
⑤輸入注意事項18第13号 (18.3.31)

輸入貿易管理令 (以下「令」という。) 第5条第1項に規定する輸入の承認の有効期間の定義及び第5条第2項に規定する輸入承認の特別有効期間の設定並びに有効期間の延長手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項第2号又は第2条の2第1項第2号の定めるところによるほか、下記によることとします。①

なお、この輸入注意事項の施行に伴い、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第40号(輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について)は廃止します。

記

1 輸入承認の有効期間の定義

令第5条第1項に規定する「輸入の承認の有効期間」とは、「貨物を輸入する者が当該貨物を輸入することができる期間」をいいます。したがって、同一の輸入承認証で貨物を分割船積みして輸入する場合は、「最終の船積貨物を輸入することができる時期」を意味します。

具体的には、税関が輸入申告書、蔵入承認申請書、移入承認申請書、総保入承認申請書又は輸入許可前貨物引取承認申請書 (以下「申告書等」という。) を受理した日 (書類不備等のため、申告者に申告書等を返却した場合は、補正後提出された申告書等を受理した日) まで有効であれば差し支えない。

2 申請手続 ①②③⑤

(1) 特別有効期間を必要とする輸入承認申請の場合

令第5条第2項の規定により同条第1項に規定する期間と異なる期間を有効期間 (以下「特別有効期間」という。) とする輸入の承認申請を行う場合には、当該輸入承認申請の際に、特別有効期間の設定を必要とすることを立証する書類1通を提出すること。

(2) 輸入承認の有効期間の延長承認申請の場合

① 提出書類

- イ 輸入承認証有効期間延長申請書 (以下「延長申請書」という。) (別紙様式に申請理由、延長期間を記載したもの) 1通
ロ 有効期間を延長しようとする輸入承認証 及び写し各1通
ハ 延長を必要とすることを立証する書類 正及び写し各1通
ニ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

② 提出先

イ 税関

延長申請期間が1月以内の延長申請であって、税関での延長の期間が通算2月以内である場合。

ロ 経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）上記イ以外の延長申請期間の場合（最長で承認できる期間は6月まで）。なお、税関での延長申請を行わずに、経済産業局等での延長承認を受けている場合は、例え延長申請期間が1月以内であっても2回目以降も経済産業局等ではか延長承認申請はできない。

③ 提出時期

有効期間を延長しようとする輸入承認証の有効期間内

(3) 輸入承認証の交付

① 上記(1)の場合において、経済産業大臣又は税関長が特別有効期間の設定を承認したときは、当該輸入承認申請書の有効期間満了日欄に当該特別有効期間の満了日を記載した当該輸入承認証を交付する。

② 上記(2)の場合において、経済産業大臣又は税関長が当該有効期間の延長を承認したときは、当該輸入承認証の正本の延長後有効期間満了日を記載し、同欄の近くに延長承認年月日及び雜認印を押捺した後申請者に交付する。

3 輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）に規定する電子情報処理組織を使用した申請の手続等（以下「電子申請」という。）①②③④

電子情報処理組織を使用した電子申請については、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号。以下「特定手続通達」という。）によるものとする。ただし、2.(2)の申請のうち税関において取り扱われるものにあつては、次の定めによるものとする。

(1) 申請の方法

税関に提出すべき申請については特定手続通達14.(6)の規定により電子情報処理組織を用いて申請を行うことができないので、2.(2)の規定による書面による手続を行うものとする。

(2) 有効期間延長の提出書類等

① 有効期間延長の申請の提出書類

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たつての裏書情報の記録等について（平成14年11月5日付け輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号。以下「電子裏書通達」という。）に規定する電子許可・承認・確認（以下「電子許可・承認・確認」という。）に係る有効期間の延長の申請にあつては、2.(2)①ロに規定する許可・承認・確認情報を書面に出力したものを提出するものとする。

② 延長申請書の交付

電子許可・承認・確認に係る有効期間の延長の承認にあつては、輸入承認証に延長後の有効期間の記載等を行うことに代えて、2.(2)イの規定に基づき提出された

延長申請書に、税関長が有効期間の延長を認める旨、記載・押捺した上、交付するものとする。

- ③ 延長申請書の提出
税関長により有効期間の延長を認められた延長申請書の交付を受けた輸入者は、当該延長申請書が使用済となった場合は、速やかに延長申請書を経済産業省貿易経済協力局貿易管理課に提出しなければならないものとする。

別紙様式

輸入承認証有効期間延長申請書

申請年月日 年 月 日

申請者名 _____ 記名押印 _____
住所 _____ 又は署名 _____
電話番号 _____ 資格 _____

下記の輸入承認証の有効期間を延長したいので申請します。

1. 原輸入承認証の内容

- 承認証年月日 _____
承認番号 _____
有効期間満了日 _____
2. 希望する有効期間満了日 _____

3. 申請の理由

(注) 書面の大きさはA列4番とすること。

4 審査基準 ①②

経済産業大臣又は税関長は、次の審査基準により審査します。

- (1) 有効期間の延長を必要とするに至った原因が申請者の責に帰すべきものでないこと。
- (2) 有効期間の延長等を行うことにより、国内需給上弊害がないこと。
- (3) 延長等を行うこととする期間が妥当であると認められること。
- (4) その他経済産業大臣又は税関長が定めた審査基準に適合していること。